



一般社団法人

茨城県保険医協会

出版物のご案内

2020年7月発行

# 保険診療の手引

2020年4月版

全国保険医団体連合会発行 B5判 1,984ページ  
会員価格 4,800円(定価 6,000円) ※税・送料込み

## 複雑な仕組みを図表・フローチャート化

- ◆保団連では、2020年改定に伴う出版物として『点数表改定のポイント』『新点数Q&A』に引き続いて、『保険診療の手引』を発行しました。本書は、医療保険についての基礎知識の解説をはじめとして、制度、内容、窓口の取り扱い、レセプトの記載について詳しく説明しています。理解しにくい行政用語は、解りやすい言葉に書き換え、複雑な仕組みについては、図表やフローチャートで示しています。本書に掲載した図表・フローチャート・一覧表の大半は、保団連で独自に作成したオリジナルです。
- ◆厚労省の告示・通知の紹介だけでなく保団連が責任をもって加えた解説によって理解度が抜群です。
- ◆カルテの記載、明細書記載の要点を算定項目ごとにも紹介しています。

### ■主な内容■

医療保険についての基礎知識／窓口取扱いについて／カルテの記載／診療報酬のしくみ／点数の算定／入院点数／入院時食事療養・入院時生活療養費／入院中の患者の他医療機関受診及び対診の取り扱い／医療保険と介護保険の給付調整／請求事務 など

連絡先：一般社団法人 茨城県保険医協会

〒300-0038 茨城県土浦市大町 12-31

TEL029(823)7930 FAX029(822)1341

E-mail:info@ibaho.jp

### 注文書

切り取らずこのままFAX029-822-1341へお送りください

医療機関名 \_\_\_\_\_ 担当者名 \_\_\_\_\_ ※必ずご記入ください。

住所 (〒 \_\_\_\_\_ ) \_\_\_\_\_

連絡先 TEL \_\_\_\_\_ FAX \_\_\_\_\_

注文数 ( \_\_\_\_\_ 冊) × 価格 ( 4,800円(会員価格) or 6,000円(定価) ) = 合計 ( \_\_\_\_\_ )円

代金支払方法 座振替・代引き ※いずれかに○をつけてください(座振替は会員のみ利用可)。  
※代引きは、代引き手数料として330円いただきます。

## B011 診療情報提供料 (Ⅲ) 情Ⅲ 基準

### 1 算定点数

診療情報提供料 (Ⅲ) (3月に1回、2 算定の原則(3)に該当の場合は月1回) 150点

### 2 算定の原則

(1) 施設基準を満たす保険医療機関において、別に厚生労働大臣が定める基準を満たす他の保険医療機関から紹介された患者又は別に厚生労働大臣が定める患者について、当該患者を紹介した他の保険医療機関からの求めに応じ、患者の同意を得て、診療状況を示す文書を提供した場合(初診料を算定する日を除く。ただし、当該医療機関に次回受診する日の予約を行った場合はこの限りでない)に、提供する保険医療機関ごとに患者1人につき3月に1回に限り算定する。

#### 編注

- ① 紹介元の保険医療機関に対して、単に受診した旨を記載した文書を提供した場合は算定できない。(2020.3.31厚労省事務連絡)
- ② 紹介された患者が、紹介元の保険医療機関への受診する予定が明らかにない場合は、算定できない。(2020.3.31厚労省事務連絡)
- ③ 予約した次回受診日に患者が受診しなかった場合又は予約した次回受診日を変更した場合は、算定できる。(2020.3.31厚労省事務連絡)

(2) (1)に規定する患者以外の患者については、施設基準を満たす保険医療機関において、他の保険医療機関から紹介された患者について、当該患者を紹介した他の保険医療機関からの求めに応じ、患者の同意を得て、診療状況を示す文書を提供した場合(初診料を算定する日を除く。ただし、当該医療機関に次回

受診する日の予約を行った場合はこの限りではない)に、提供する保険医療機関ごとに患者1人につき3月に1回に限り算定する。

#### 編注

- ① 紹介元の保険医療機関に対して、単に受診した旨を記載した文書を提供した場合は算定できない。(2020.3.31厚労省事務連絡)
  - ② 紹介された患者が、紹介元の保険医療機関への受診する予定が明らかにない場合は、算定できない。(2020.3.31厚労省事務連絡)
  - ③ 予約した次回受診日に患者が受診しなかった場合又は予約した次回受診日を変更した場合は、算定できる。(2020.3.31厚労省事務連絡)
- (3) 施設基準を満たす保険医療機関において、産科若しくは産婦人科を標榜する保険医療機関から紹介された(1)に規定する別に厚生労働大臣が定める患者又は産科若しくは産婦人科を標榜する施設基準を満たす保険医療機関において、他の保険医療機関から紹介された(1)に規定する別に厚生労働大臣が定める患者について、診療に基づき、頻回の情報提供の必要を認め、当該患者を紹介した他の保険医療機関に情報提供を行った場合は、(1)の規定にかかわらず、月1回に限り算定する。

**編注** 妊娠中の患者で、診療に基づき、頻回の情報提供の必要を認めた場合は、初診料を算定する日であっても算定できる。

(4) 診療情報提供料 (Ⅰ) (同一の保険医療機関に対して紹介を行った場合に限り) を算定した月は、別に算定できない。

### 3 留意事項

- (1) 診療情報提供料 (Ⅲ) は、かかりつけ医機能を有する医療機関等と他の保険医療機関が

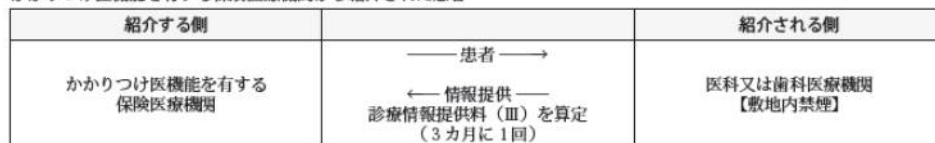
### 【診療情報提供に係る点数の主な比較】

項目	点数	算定期間	算定できる場合	算定対象
診療情報提供料 (Ⅰ)	250点	月1回 (紹介先保険医療機関毎)	診療状況を示す文書を添えて患者を紹介した場合	他の保険医療機関等での診療が必要な患者
診療情報提供料 (Ⅱ)	500点	月1回	患者の求めに応じて診療状況を示す文書を提供した場合	他の保険医療機関の医師によるセカンドオピニオンを求める患者
診療情報提供料 (Ⅲ)	150点	3カ月に1回 (※)	紹介元保険医療機関の求めに応じて診療状況を示す文書を提供した場合 (※)	かかりつけ医機能を有する保険医療機関から紹介された患者 (算定イメージ①⇐下図)
				かかりつけ医機能を有する保険医療機関に紹介された患者 (算定イメージ②⇐下図)
				他の保険医療機関から紹介された妊娠中の患者 (算定イメージ③⇐下図)
診療情報連携共有料	120点	3カ月に1回	歯科医療機関の求めに応じて診療状況を示す文書を提供した場合	慢性疾患を有する患者、全身管理が必要な患者

(※) ①産科又は産婦人科医療機関から紹介された妊娠中の患者、②産科又は産婦人科医療機関に紹介された妊娠中の患者であつて、診療に基づき、頻回の情報提供の必要を認めた場合は1カ月に1回算定。(算定イメージ④⇐P. 332)

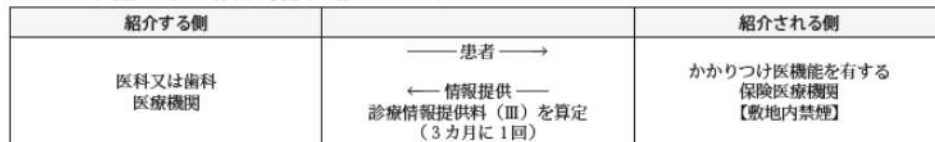
#### 【算定イメージ①】

かかりつけ医機能を有する保険医療機関から紹介された患者



#### 【算定イメージ②】

かかりつけ医機能を有する保険医療機関に紹介された患者



#### 【算定イメージ③】

妊娠中の患者

